

電離放射線健康診断結果報告書を 労働基準監督署に必ず提出ください 労働安全衛生法令で規定されています

1 電離放射線健康診断は年2回行ってください

放射線業務（エックス線装置の使用の業務など労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる放射線業務）に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る方に対し、**雇い入れ・配置替えの際とその後6か月以内ごとに1回**、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。（電離放射線障害防止規則第56条）

- ① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する方は、作業の場所、内容と期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）
- ② 白血球数と白血球百分率の検査
- ③ 赤血球数の検査と血色素量の両方、またはヘマトクリット値の検査
- ④ 白内障に関する眼の検査
- ⑤ 皮膚の検査

※ 雇い入れ・配置替えの際の健康診断では、④の項目は使用する線源の種類等に応じて省略できます。

※ 6か月以内ごとに1回、定期的に行う健康診断では、

- ・ 医師が必要でないと認めるときは、②から⑤までの項目の全部または一部を省略できます。
- ・ 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5 mSvを超えず、かつ、健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5 mSvを超えるおそれがない方は、②から⑤までの項目は、医師が必要と認めないときには、行う必要はありません。

2 電離放射線健康診断結果報告書を提出ください

6か月以内ごとに1回の定期的電離放射線健康診断を行ったときは、遅滞なく、**電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（電離放射線障害防止規則第58条）

（参考）

令和3年4月1日から、電離放射線障害防止規則が改正され、眼の水晶体に受ける等価線量限度は、5年間で**100mSv**かつ1年間で**50mSv**となっています。

改正内容の詳細はこちら⇒



電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）

厚生労働省ホームページからダウンロードできます

電離健診 報告書

検索

様式第2号(第58条関係) (表面)

電離放射線健康診断結果報告書

標準字

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|---------------------------|---------------|-----------------|-----------------------|--------------|---------------------------|--------------|---|---|---|-----------------------------|---|---|---|
| 振票種別 | 80307 | 労働保険番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 対象年 | 7:平成 9:令和 | | （月～月分）（報告 4日） | | 健診年月日 | 7:平成 9:令和 | | | | | | | | | |
| 事業の種類 | | | | | 事業場の名称 | | | | | | | | | | |
| 事業場の所在地 | 郵便番号（ ） | | | | 電話（ ） | | | | | | | | | | |
| 健康診断実施機関の名称及び所在地 | | | | | 在籍労働者数 | | | | 人 | | | | | | |
| 従事労働者数 | 男 | 女 | 計 | | 録 取 の 数 値 | 男 | 女 | 計 | | 男 | 女 | 計 | | | |
| 有所見者数 <small>（受診所見の内訳は裏面に記入すること。）</small> | 人 | 人 | 人 | | | 人 | 人 | 人 | | 人 | 人 | 人 | | | |
| | | 事業場による区分 | | 国の水晶体の等価線量による区分 | | | | 皮膚の等価線量による区分 | | | | | | | |
| 受 診 者 数 | 1 | 検出限界未満の者 | 男 | 女 | 計 | 1 | 検出限界未満の者 | 男 | 女 | 計 | 2 | 検出限界未満の者 | 男 | 女 | 計 |
| | 2 | 5ミリシーベルト以下の者(1を除く) | 男 | 女 | 計 | 2 | 20ミリシーベルト以下の者(1を除く) | 男 | 女 | 計 | 3 | 150ミリシーベルト以下の者(1を除く) | 男 | 女 | 計 |
| | 3 | 5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者 | 男 | 女 | 計 | 3 | 20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者 | 男 | 女 | 計 | 4 | 150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者 | 男 | 女 | 計 |
| | 4 | 20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者 | 男 | 女 | 計 | 4 | 50ミリシーベルトを超える者 | 男 | 女 | 計 | 5 | 500ミリシーベルトを超える者 | 男 | 女 | 計 |
| | 5 | 50ミリシーベルトを超える者 | 男 | 女 | 計 | | | | | | | | | | |

ページ / 総ページ

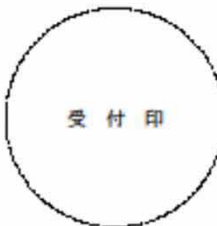
□ / □

産 業 医 氏 名

所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名

労働基準監督署長殿



ご不明な点がございましたら、最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。